

## 小学生、中学生、高校生等の医療費助成を拡充します ～所得制限の撤廃、現物給付の拡大～

令和5年8月から、市内の小学生から高校生等（高校生相当年齢）までの子どもの医療費助成について、認定基準となる所得制限を撤廃し、すべての小学生から高校生等までが医療費助成の対象となる拡充を行います。この対象者の拡充により、これまで対象とならなかった方に対して、入院の場合は1医療機関ひと月につき2,500円を超える入院医療費を助成し、外来の場合は1医療機関ひと月につき750円を超える外来医療費を助成します。

また、市内の医療機関を受診した場合に限定して実施しておりました高校生等の現物給付の対象を県内の医療機関に拡大します。

これにより、市内のすべての乳幼児から高校生等までの子どもが医療費助成の対象となり、医療費助成の給付方法も窓口での支払い負担が軽減される現物給付となります。

### 1 対象者

所得制限を撤廃することで、新たに医療費助成の対象となる子ども

3,449人

・小学生 1,462人 ・中学生 933人 ・高校生等 1,054人

※乳幼児は、平成27年8月より所得制限を設けておりません。

### 2 助成内容（8月からの子どもの医療費助成）

#### ■助成額

自己負担額（1医療機関ひと月につき入院の場合2,500円、外来の場合750円）を超過した額

※乳幼児や非課税世帯は自己負担がありません（完全無償化）

#### ■助成の方法

現物給付（医療機関等での窓口支払いは、自己負担額まで）

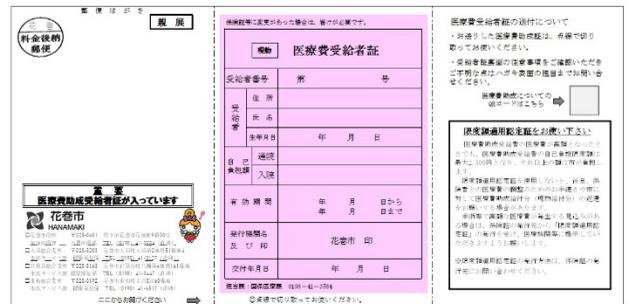
※県外の医療機関を受診した場合や県内の医療機関受診時に医療費助成受給者証を提示できなかった場合は、償還払い（医療機関の窓口で一部負担金を支払い、後日申請により助成額を給付）

### 3 受給者証

助成を受けるためには、医療機関の窓口で提示する「医療費受給者証」が必要となります。

所得制限を撤廃することで新たに医療費助成の対象となる世帯の保護者に4月中旬に受給者証の交付申請書をお送りしております。

申請のあった方には、7月末までに受給者証（圧着はがきによる開封タイプ）を郵送することとしておりますが、まだ申請の手続きが済んでいらっしゃらない方は、早めに手続きをしていただきますようお願いします。



### 4 花巻市の子どもの医療費助成の取組

花巻市では、岩手県が行う医療費助成事業を導入のうえ、助成の対象者や助成の額の拡大を図るなど、これまで市独自として医療費助成の拡充に取り組んできました。市としましては、市内に住む子育て世帯、これから子どもを育てていこうとする皆さまが、経済的な負担を心配することなく、安心して子育てをしていただける環境整備が必要と考えておりますことから、妊産婦の医療費助成につきましても、令和6年度の早い時期に所得制限を撤廃することとし、令和5年度において、システム改修や関係機関との調整を進めることとしております。

また、出産や子育てに対する支援への取組みは、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があり、本来、子どもや妊産婦の医療費助成の仕組みは全国一律であるべきと考えますので、市では、国に対し、国が主体となった18歳到達の年度末までのこどもや妊産婦の医療費を完全無償化する「全国一律の医療費助成制度」を創設することを要望しております。